

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◆告示 禁猟区の設定
- 保険医の登録
- 土地の公用廃止
- 建設省所管国有公衆用道路の供用開始
- 土地改良区の定款変更の認可
- ” 土地改良区の解散認可
- ” 地方臨時種畜検査の実施
- 肥料生産登録有効期間の更新
- 肥料生産登録の失効

告示

鳥取県告示第三百五号

狩猟法（大正七年法律第三十二号）第九条の規定により、次のように禁猟区を設定する。

昭和三十五年六月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 名称 湖山池禁猟区

二 区域 湖山池一円

三 面積 六七二町歩

四 存続期間

昭和三十五年七月 一日から

昭和四十五年六月三十日まで

鳥取県告示第三百六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ
五第一項の規定により、次のように保険医の登録をし
た。

昭和三十五年六月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

期	第一次	日	郡	市	町	村	場	地	所	家畜の種類
	第二次									
<p>鳥取県告示第三百十三号</p> <p>地方臨時種畜検査を次のように実施する。</p> <p>昭和三十五年六月二十四日</p> <p>鳥取県知事 石 破 二 朗</p>										
<p>鳥取県告示第三百十一号</p> <p>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七條第一項第一号の事由による吉崎井手土地改良区の解散を昭和三十五年六月二十一日認可した。</p> <p>昭和三十五年六月二十四日</p> <p>鳥取県知事 石 破 二 朗</p>										
<p>昭和三十五年六月二十一日認可した。</p> <p>昭和三十五年六月二十四日</p> <p>鳥取県知事 石 破 二 朗</p>										
<p>鳥取県告示第三百十二号</p> <p>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七條第一項第一号の事由による新田井手土地改良区の解散を昭和三十五年六月二十一日認可した。</p> <p>昭和三十五年六月二十四日</p> <p>鳥取県知事 石 破 二 朗</p>										

氏名	垣田堅二郎	倉吉市東岩倉町 二二七八	鳥医八〇一	昭和三五、六、一八
	高木 和子	米子市大谷町一〇七ノ七	〃 八〇二	〃
<p>鳥取県告示第三百七号</p> <p>次の土地は、昭和三十五年六月十日からその公用を廃止した。</p> <p>昭和三十五年六月二十四日</p> <p>鳥取県知事 石 破 二 朗</p>				
場	所	地目又は品目	面積又は数量	
	東伯郡大栄町大字島字岡畑七九五地先	公衆用道路（農道敷）	七坪九合九勺	
<p>鳥取県告示第三百八号</p> <p>次の土地は、昭和三十五年六月十日から建設省所管園</p>				
<p>鳥取県告示第三百九号</p> <p>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十條第二項の規定により、北条土地改良区の定款の変更を昭和三十五年六月二十一日認可した。</p> <p>昭和三十五年六月二十四日</p> <p>鳥取県知事 石 破 二 朗</p>				
<p>鳥取県告示第三百十号</p> <p>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十條第二項の規定により、上灘土地改良区の定款の変更を</p>				
<p>有公衆用道路として供用を開始した。</p> <p>昭和三十五年六月二十四日</p> <p>鳥取県知事 石 破 二 朗</p>				
場	所	地目	面積	
	東伯郡大栄町大字島字岡畑八〇八ノ四地	畑	五坪	
<p>鳥取県告示第三百九号</p> <p>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十條第二項の規定により、北条土地改良区の定款の変更を昭和三十五年六月二十一日認可した。</p> <p>昭和三十五年六月二十四日</p> <p>鳥取県知事 石 破 二 朗</p>				

七月 九日	七月 十二日	午前九時三十分	米子市	勝田町	米子家畜市場	和牛
〃 十日	〃 十三日	〃 十一時	東伯郡	東伯町	浦安	〃
〃 十一日	〃 十四日	午後一時	倉吉市	東町	倉吉	〃
〃 二十四日	〃 二十七日	午前九時	八頭郡	船岡町	船岡	〃

鳥取県告示第三百十四号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条の規定により、登録の有効期間を更新した肥料は、次のとおりである。

昭和三十五年六月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	肥料の名称	保証成分量（パーセント）			生産者の住所氏名
		窒素全量	リン酸全量	加里全量	
鳥取県第一九〇号	六・〇魚かす粉末	六・〇	六・〇	一	鳥取市湯所一六〇 倉谷 久
〃 第二一一号	五・〇なたね油かす	五・〇	二・〇	一・〇	鳥取市湖山六六一 影井 正芳
〃 第二二三号	五・五なたね油かす	五・五	二・〇	一・〇	東伯郡北条町江北一、九六五 磯江 正

鳥取県告示第三百十五号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効した。
昭和三十五年六月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	肥料の名称	保証成分量（パーセント）			生産業者の住所氏名
		窒素全量	リン酸全量	加里全量	
〃 第二五八号	七・〇魚かす粉末	七・〇	六・〇	一	倉吉市上井三二〇ノ一一 鳥取県中央農業協同組合連合会 会長理事 磯江 義博
鳥取県第二一二号	くみあい水稻配合	八・四	五・六	三・〇	倉吉市八屋八二ノ一 西郷農業協同組合 組合長理事 宮脇 清